

# 建築基準法第44条第1項第2号許可に関する建築審査会包括同意基準

平成21年11月17日 長崎市建築審査会同意  
改訂 令和3年5月26日 長崎市建築審査会同意

(趣旨)

## 第1条

この基準は、建築基準法第44条第1項第2号に規定する許可(以下、「道路内の建築許可」という。)に際し、公益上必要であり、かつ、通行上支障がない建築物に対して、あらかじめ建築審査会の同意を得たもの(以下、「包括同意」という。)として許可手続の迅速化・簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

## 第2条

この包括同意基準に適合しているものは、個々の案件について既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

## 第3条

道路運送法第3条第1項第1号に基づく一般旅客自動車運送事業に規定される次の建築物に適用する。

- イ 一般乗合旅客自動車運送事業によるバス停上屋
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業によるタクシー乗り場上屋

(要件)

## 第4条

次の各号すべてに適合すること。

- ① 道路占用許可を道路管理者から得ていること。
- ② 上屋の構造形式は片持ち形式で、通行上支障がないものであること。
- ③ 上屋の柱・梁は不燃材料で造られ、屋根は不燃材料又は認定を受けたポリカーボネイト等で葺かれていること(広告板については不燃材で覆われていること)。
- ④ 歩道の有効幅員が2メートル以上確保されていること。  
(歩道と一体的に利用できる土地で、将来にわたり歩道として使用することについて、当該土地の所有者及び管理者の承諾が得られているものを含む。)

(建築審査会への報告)

## 第5条

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をしたときは速やかに建築審査会に、その内容を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年12月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年5月31日から実施する。